

令和6年度「全国学力・学習状況調査」結果

文部科学省では、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象として、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題の検証・改善、また学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立てることを目的に、平成19年度から「全国学力・学習状況調査」を実施しています。

この調査では、国語および算数(数学)が毎年度、理科および英語(中学校のみ)が3年に1度の調査となっています。

今年度は、児童生徒373人を対象に、国語および算数(数学)の教科に関する調査と生活習慣や学習環境に関する質問紙調査を行いましたので、その結果を公表します。

教育委員会では、本調査結果を活用し、児童生徒の学力の傾向や学習、生活の状況を把握・分析するとともに、一人ひとりが確かな学力を身に付けられるよう、学習指導の改善や学力向上の取り組みへの指導助言などに努めていきます。

◆生活習慣や学習環境に関する質問紙調査結果(主なもの)

質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合を示したものです。

朝食を毎日食べている

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	95.3%	94.0%
全道	92.0%	89.3%
全国	93.7%	91.2%

将来の夢や目標を持っている

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	94.8%	70.8%
全道	81.6%	65.4%
全国	82.4%	66.3%

学校に行くのは楽しい

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	88.0%	87.6%
全道	81.8%	81.2%
全国	84.8%	83.8%

地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	87.5%	82.7%
全道	83.3%	73.8%
全国	83.5%	76.1%

学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている

	小学校6年生	中学校3年生
幕別町	86.0%	82.1%
全道	79.5%	74.7%
全国	80.8%	77.9%

◆教科に関する調査結果(国語／算数・数学)

	小学校6年生	中学校3年生
全体的な傾向	○国語は全国平均・全道平均を上回り、算数は全道平均とおおむね同様だったものの、全国平均を下回った。	○国語は全国平均・全道平均を上回り、数学は全道平均を上回ったが、全国平均を下回った。

○理解している・身に付いている内容

教科	小学校6年生	中学校3年生
国語	○目的や意図に応じて、日常生活の中から話題を決め、伝え合う内容を検討すること ○話し言葉と書き言葉との違いに気付くこと ○人物像や物語の全体像を具体的に想像したり、表現の効果を考えたりすること	○文章と図とを結び付け、その関係を踏まえて内容を解釈すること ○文の成分の順序や照応について理解すること ○短歌の内容について、描写を基に捉えること
算数 数学	○除数が小数である場合の除法において、除数と商の大きさの関係について理解すること ○角柱の底面や側面に着目し、五角柱の面の数とその理由を言葉と数を用いて記述すること ○折れ線グラフから必要な数値を読み取り、条件に当てはまることを言葉と数を用いて記述すること	○問題場面における考察の対象を明確に捉え、正の数と負の数の加法の計算をすること ○グラフの傾きや交点の意味を事象に即して解釈すること ○事象を角の大きさに着目して観察し、問題解決の過程や結果を振り返り、新たな性質を見出すこと

○課題のある内容

教科	小学校6年生	中学校3年生
国語	○資料を活用するなどして、自分の考えが伝わるように表現を工夫すること ○文の中における主語と述語との関係を捉えること ○登場人物の相互関係や心情などについて、描写を基に捉えること	○資料を用いて、自分の考えが分かりやすく伝わるように話すこと ○話合いの話題や展開を捉えながら、他者の発言と結び付けて自分の考えをまとめること ○文脈に即して漢字を正しく書くこと
算数 数学	○直径の長さ、円周の長さ、円周率の関係について理解すること ○道のりが等しい場合の速さについて、時間を基に判断し、その理由を言葉や数を用いて記述すること ○示された情報を基に、表から必要な数値を読み取って式に表し、基準値を超えるかどうかを判断すること	○目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取ったりして、事柄が成り立つ理由を説明すること ○与えられたデータから最頻値を求めること ○複数の集団のデータの分布から、四分位範囲を比較すること

功績をたたえて

—令和6年度幕別町功労者—

町では、自治・社会・産業・文化・スポーツの発展に顕著な功績のあった方や他の模範となる善行をされている方を表彰しています。

令和6年度は、幕別町功労者として3人の方を表彰します。

社会功労

いちまる たまみ
市丸 珠己さん
旭町・88歳



昭和62年6月から平成2年3月までと、平成6年4月から平成10年3月までの通算6年有余の間、幕別町食生活改善協議会会長を務め、平成23年2月からは、幕別町初の地域サロン「あさひまちサロン」の世話人代表として立ち上げに関わり、その後も旭町地区の貴重な集いの場、よりどころとしての活動に尽力され、本町の社会福祉に多大な貢献をされました。

社会功労

すぎむら よしひさ
杉村 好久さん
札内みずほ町・61歳



平成7年4月から永きにわたり幕別町嘱託歯科医師および学校保健指導歯科医として、地域住民、幼児、児童生徒の健康管理を担い、また、平成6年1月に杉村歯科医院開院以来、地域住民の歯科医療の確保のために尽力され、本町の保健衛生の向上に多大な貢献をされました。

産業功労

みやもと あきら
宮本 彰さん
本町・75歳



平成9年5月から幕別町商工会理事に就任し、27年の永きにわたり商工会活動の推進に尽力し、この間、平成30年11月から令和2年4月まで1年有余の間、地域活性化事業検討委員会委員長として、地元事業者ガイドブックを作成し、新たな販路拡大に向け地域活性化事業の推進、本町の経済の活性化に多大な貢献をされました。

児童手当制度の改正(拡充)に伴う申請案内

広報 9月号でお知らせしたとおり、10月分(12月振込分)の手当から、児童手当制度が改正(拡充)されます。

手続きが必要と思われる方には、案内書類を送付しています。
内容を確認の上、手続きが必要な場合は、期日までに必ず書類の提出をお願いします。

新たに認定請求書の提出が必要な方

- ①同一世帯に9月1日時点で高校生年代(平成18年4月2日～平成21年4月1日の間に生まれた子)のみのお子さんがいる方
 - ②令和4年度～令和6年度に所得上限限度額を超えたことによって、現在児童手当等を受けていない方
- ※①、②のいずれにも該当しない場合(単身赴任でお子さんと別居している場合など)は、申請案内が届きませんので、ご自身で申請の必要の有無について確認をお願いします。

額改定届の提出が必要な方

9月分の児童手当の対象となっている受給者全員に「支給対象児童確認書」を送付しています。
A、Bのいずれかに該当するか確認の上、該当する場合は額改定届の提出をお願いします。
A「支給対象児童確認書」に記載されているお子さんの他に支給対象児童(平成18年4月2日以降に生まれた子)がいる場合
B「支給対象児童確認書」に記載されているお子さんに兄妹等(平成14年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた子)がいて、そのお子さんを含めて3人以上のお子さんがいる場合
※A、Bいずれにも該当しない方の手続きは不要です。

提出期日

10月31日㊦まで
※提出期日を過ぎた場合でも、令和7年3月31日㊦までに申請いただければ、令和6年10月にさかのぼって支給開始となりますが、手当の支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。

提出先

幕別町役場(1階 こども課こども支援係)、ふれあいセンター福寿(保健福祉課福祉係)、札内支所、忠類総合支所(地域振興課住民生活係)、糠内出張所
※公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。
▶児童手当制度改正詳細(町ホームページ)
<https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/kosodate/2022-0606-1322-19.html>
☎こども課こども支援係(☎54-6621)



さいわい町整体施療院

肩こり・首のこり・膝痛・腰痛・骨盤矯正等

- 全身 60分 3,500円 完全予約制
- 営業時間 午前9時～午後8時(予約受付午後7時迄)
- 定休日 水曜日 ●住所 幕別町幸町41(藤原)

☎ 090-8633-9063

不用品のことならまとめておまかせ!

- 引越しゴミ、粗大ゴミ ●訳アリゴミ
- 故人の遺品整理 ●物置の整理、解体撤収作業

家電のリサイクルも受付中!

高価買取も
あります

見積もり
無料

幕別町環指令第146号 古物商許可
幕別町札内中央町330-57 担当者TEL090-2071-3561

有料広告

児童扶養手当制度の一部改正について

令和6年11月1日から児童扶養手当法の一部が改正され、11月分(令和7年1月振込分)の手当から、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

1 所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、受給者本人の前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があり、全部支給と一部支給の判定基準となる所得限度額が下表のとおり改正されます。
受給者本人の扶養親族等が1人の場合は、収入目安で、全部支給は160万円から190万円に、一部支給は365万円から385万円に引き上げられます。

扶養親族等の数	受給者本人				扶養義務者等	
	全部支給となる限度額		一部支給となる限度額		全部停止となる限度額	
	収入目安	所得額	収入目安	所得額	収入目安	所得額
0人	1,420,000円	690,000円	3,343,000円	2,080,000円	3,725,000円	2,360,000円
1人	1,900,000円	1,070,000円	3,850,000円	2,460,000円	4,200,000円	2,740,000円
2人	2,443,000円	1,450,000円	4,325,000円	2,840,000円	4,675,000円	3,120,000円
3人	2,986,000円	1,830,000円	4,800,000円	3,220,000円	5,150,000円	3,500,000円
以降+1人		+380,000円		+380,000円		+380,000円

- ※1 収入目安額は、給与所得者の方で諸控除を考慮しないで計算した場合の目安額です。
- ※2 扶養義務者等の所得限度額の改正はありません。

2 第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ

第3子以降の児童に係る加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

区分	児童1人	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額 (1人につき)
全部支給	45,500円	10,750円	(令和6年10月分まで) 6,450円 (令和6年11月分から) 10,750円
一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,380円	(令和6年10月分まで) 6,440円～3,230円 (令和6年11月分から) 10,740円～5,380円

制度改正後の児童扶養手当の受給等について

現在、児童扶養手当を受給している方は、令和6年度の現況届の審査で、改正後の基準に基づいた手当額の計算がされ、令和6年11月分以降の手当から改正内容が適用されます。
また、これまで受給対象者の所得が所得限度額を超過しているなどの理由から認定請求を行ってなかった方については、今回の制度改正で手当の受給ができる場合がありますので、こども課こども支援係までご相談ください。(令和6年10月末までに認定請求を行うことで、11月分から手当を受けることができます)

☎こども課こども支援係(☎54-6621)

＊＊里親になりませんか？ ＊＊ ～10月は里親月間です～ ＊＊

里親と聞くと、「養子縁組をして実の子として育てる」「子どもが自立できるまで育て上げる」ものだと思いませんか？

たしかに、予期しない妊娠などで親が子どもを養育することができない場合では、そういったこともあります。しかし、実際には親の病気や離婚、仕事の都合、時には虐待などの理由で一時的に子どもが家族と暮らせない間、親子が再出発できるまでの間、子どもの養育を担っていただいていることの方が多いのです。

里親は、児童福祉法に基づき、こうした事情の子どもを一定期間、あるいは養子として、愛情あふれたあなたの家庭に迎え入れ、家族の一員として養育することを目的としています。

家庭から離れて生活することは、子どもにとって大きな負担となります。もし、子どもたちが住む町に里親がいれば、子どもが住み慣れた町で、通い慣れた学校に通いながら家庭的な養育を受けることができ、子どもの負担も最小限に抑えることができます。子どもに助けが必要なときに、子どもの近くに里親がいることが望まれています。なお、養育に掛かる費用は、生活諸費や教育費が支払われます。

▶里親になる要件

- ・子どもの養育について理解や愛情をもっていること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・希望者と同居人が欠格事由に該当していないこと
- ・北海道(帯広児童相談所)が行う所定の研修、実習を受講修了すること

▶里親の種類

養育里親	保護者が不在となった児童、保護者が監護不相当であると認められた児童(要保護児童)を養育する里親	養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
専門里親	児童虐待などの行為により心身に有害な影響を受けた児童や、特に支援が必要な児童を養育する里親	親族里親	児童の両親が死亡、行方不明または拘禁などのため、扶養義務者およびその配偶者である親族が養育する里親

☎帯広児童相談所(帯広市東1条南1丁目1番地2 ☎☎22-5100)

まくべつ本町歯科

まくべつ本町歯科の特徴5 (多くの歯科衛生士さんによる歯を抜かない・削らない治療(予防治療))

「歯を抜きたい・削りたい」という方はいらっしゃるのでしょうか？

しかし十勝では慢性的な歯科衛生士不足(数件に1人しかいない)という状況から、いまだに「抜く・削るという治療」を中心に行っている歯医者が多いのが現状です

ですが、本院が目指しているのは

「できるだけ抜かない・削らない治療」
「できるだけ早くしっかり食べられるようになり、それがながく続く(ロングevity)」です

そのため本院は多くの歯科衛生士に在籍していただき、「できるだけ抜かない・削らない治療(予防)」に力を入れています

診療科目: 歯科・小児歯科・口腔外科・矯正歯科

他診療内容: 予防歯科(クリーニング等)
・インプラント(自費診療1.8万～2.3万)・訪問・高齢者歯科、審美歯科

当院は保険内診療を前提に治療いたします
新患・急患等即日、予約外受付対応しています

お口の中のお困りごとがありましたら、
お気軽にお電話下さい

お問い合わせ: 幕別町本町79番地3
TEL: 0155-66-8888



	月	火	水	木	金	土
9:30 ～13:00	○	○	○	○	○	○
14:30 ～19:00	○	○	○	○	○	午後休診

有料広告

定額減税調整給付金のご案内

【注意】 申請期限は10月31日(木)です

令和6年分の所得税と令和6年度の個人住民税の定額減税の対象者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「定額減税調整給付金」を支給しています。なお、令和5年分の所得・控除の状況に基づき給付額を算定するため、令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に給付金を支給する予定です。

対象となる方

次の3つの条件を満たす必要があります。

ただし、住民税が均等割のみ課税される方や非課税の方で、かつ所得税が課税されない方は対象外です。

(1)令和6年1月1日時点で町に住所を有する納税義務者(町の住民基本台帳に記録されていないが、町において個人住民税所得割が課される者を含む)。

(2)定額減税(納税義務者本人および扶養親族1人につき、4万円(所得税分3万円、個人住民税所得割分1万円))しきれないと見込まれる納税義務者。

(3)合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の納税義務者。

手続き方法

上記の「対象となる方」には、8月30日に「幕別町定額減税調整給付金(※)支給確認書」を送付しています。記載内容の確認と必要事項を記入の上、次の書類を提出ください。

- ・幕別町定額減税調整給付金(※)支給確認書
- ・受取口座を確認できる書類の写し
- ・対象となる方の本人確認書類の写し
- ・給付額等に重大な相違を認める場合は、源泉徴収票や確定申告書などの写し

※確認書を受理した日から約2週間後に支給します。

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

受給には 手続きが必要です

調整給付額

▶**定額減税可能額**
○所得税分＝3万円×減税対象人数 ○個人住民税所得割分＝1万円×減税対象人数
※減税対象人数＝納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族の数

▶**調整給付額** (①＋②＋③が調整給付額です)

- ・所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額＝所得税分控除不足額…①
- ・個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額＝個人住民税分控除不足額…②
- ・①＋②の合算額の1万円単位への切り上げ額…③

調整給付	納税義務者と控除対象者	税金の種類	税額(A)	定額減税可能額(B)	定額減税しきれない額(B－A) ※マイナスの場合は0	定額減税しきれない額(合計)	調整給付額(1万円単位切り上げ)
対象	納税義務者配偶者・子	推計所得税	39,500円	90,000円	50,500円	50,500円	60,000円
		住民税	60,000円	30,000円	0円		
	納税義務者配偶者	推計所得税	4,800円	60,000円	55,200円	63,200円	70,000円
		住民税	12,000円	20,000円	8,000円		
対象外	納税義務者配偶者・子	推計所得税	150,000円	90,000円	0円	0円	0円
		住民税	200,000円	30,000円	0円		
	納税義務者	推計所得税	非課税	30,000円	0円	0円	0円
		住民税	非課税	10,000円	0円		

☎福祉課社会福祉係(☎☎54-6612)

現在の投票区・投票所と対象行政区
第1投票区 幕別町役場 本町1、本町2、本町3、幸町、錦町1、錦町2、 寿町1、寿町2、寿町3、相川南、相川北
第4投票区 幕別北ふれあい交流館 旭町1、旭町2、旭町4、明野北
第5投票区 猿別近隣センター 豊岡2、猿別、西猿別
第6投票区 相川西近隣センター（一部） 相川、相川西
第19投票区 新和近隣センター 新和
第2投票区 緑町近隣センター 緑町1、緑町2、緑町3、緑町4、新町、大豊、明野南、 新川
第3投票区 鉄南ふれあい交流館 宝町、南町1、南町2、軍岡、南勢
第20投票区 糠内コミュニティセンター 糠内市街、五位、糠内第一、西糠内、中糠内、美川、 中里
第21投票区 明倫近隣センター 明倫
第16投票区 途別ふれあい交流館 途別
第17投票区 日新近隣センター（一部） 上稲志別、日新2
第18投票区 古舞近隣センター 古舞
第6投票区 相川西近隣センター（一部） 千住東
第7投票区 千住西ふれあい交流館 千住1、千住2
第8投票区 稲志別近隣センター 稲志別、中稲志別、新生、豊岡1
第9投票区 札内コミュニティプラザ 中央町1、中央町2、中央町3、春日町、東春日町、 青葉町1、青葉町2
第10投票区 暁町近隣センター 豊町、札内区、暁町東、暁町西、暁町北
第11投票区 あかしや近隣センター 泉町、泉東、あかしや、あかしや中央
第13投票区 あかしや南近隣センター あかしや南1、あかしや南2、文京町、みずほ町、依田、 西和、昭和
第17投票区 日新近隣センター（一部） 日新1
第12投票区 若草町近隣センター 若草町1、若草町2、若草町3、桂町1、桂町2、 桂町3
第15投票区 北栄町近隣センター 共栄町1、共栄町3、西町1、北栄町1、北栄町2
第14投票区 札内北コミュニティセンター 共栄町2、新北町東、新北町西、北町1、北町2、 北町3、桜町北、桜町中央、桜町南、西町2
第22投票区 駒島公民館 駒島
第23投票区 忠類コミュニティセンター 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、 忠類西当、忠類上忠類、忠類上当、忠類東宝、忠類元 忠類、忠類幌内、忠類新生、忠類豊成、忠類晩成



再 編 案
第1投票区 幕別町役場【統合】 本町1、本町2、本町3、幸町、錦町1、錦町2、 寿町1、寿町2、寿町3、相川南、相川北、旭町1、 旭町2、旭町4、明野北、豊岡2、猿別、西猿別、 相川、相川西、新和
第2投票区 幕別町保健福祉センター【統合・新設】 緑町1、緑町2、緑町3、緑町4、新町、大豊、 明野南、新川、宝町、南町1、南町2、軍岡、南勢
第3投票区 糠内コミュニティセンター【統合】 糠内市街、五位、糠内第一、西糠内、中糠内、美川、 中里、明倫
第4投票区 途別ふれあい交流館【統合】 途別、上稲志別、日新2、古舞
第5投票区 札内コミュニティプラザ【統合】 千住東、千住1、千住2、稲志別、中稲志別、新生、 豊岡1、中央町1、中央町2、中央町3、春日町、 東春日町、青葉町1、青葉町2
第6投票区 暁町近隣センター（変更なし） 豊町、札内区、暁町東、暁町西、暁町北
第7投票区 札内南コミュニティセンター【統合・新設】 泉町、泉東、あかしや、あかしや中央、 あかしや南1、あかしや南2、文京町、みずほ町、 依田、西和、昭和、 <u>日新1</u> ※ 泉町、泉東は、第5投票区への統合を含め検討中 ※ <u>日新1</u> は、第4投票区への統合を含め検討中
第8投票区 若草町近隣センター（変更なし） 若草町1、若草町2、若草町3、桂町1、桂町2、 桂町3
第9投票区 北栄町近隣センター（変更なし） 共栄町1、共栄町3、西町1、北栄町1、北栄町2
第10投票区 札内北コミュニティセンター(変更なし) 共栄町2、新北町東、新北町西、北町1、北町2、 北町3、桜町北、桜町中央、桜町南、西町2
第11投票区 忠類コミュニティセンター【統合】 駒島、忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、 忠類白銀町、忠類西当、忠類上忠類、忠類上当、 忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類新生、忠 類豊成、忠類晩成

令和7年から

選挙投票区の見直しを検討しています

幕別町選挙管理委員会では、現在の23投票区となって18年が経過し、選挙をめぐる制度や社会情勢が変化していることから、投票区の再編の必要性について検討を重ねています。

全ての有権者にとって、より投票しやすい環境を整えるとともに、この先20年で約15%減という本町の人口推計を踏まえ、20年後を見据えた投票区および投票所の再編を行い、公正で円滑な選挙事務の執行を目指したいと考えています。今月号から3回にわたり、現在検討中の投票区再編案を掲載します。

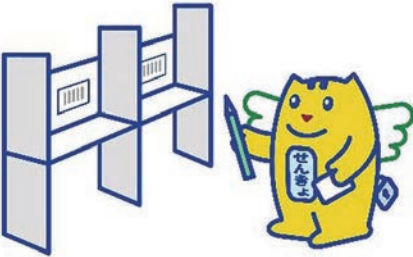
今月号は、投票区再編案の概要についてお伝えします。

1 投票所をめぐる現状

- (1)有権者数の減少
選挙権が18歳以上に拡大した平成28年をピークに有権者数が減少
- (2)期日前投票制度の浸透
期日前投票の増加に伴い、当日投票所の利用者数の減少

2 課題

- (1)選挙事務従事者等に係る課題
 - ・投票立会人のなり手不足
 - ・投票事務、開票事務に当たる職員の負担
- (2)投票環境の課題
土足不可(20カ所)や段差未解消(屋外スロープ未整備2カ所、玄関段差未解消)



3 再編の目的

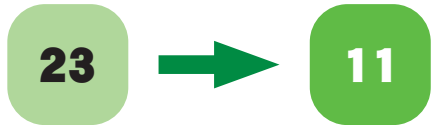
- (1)現状を踏まえた効率的な選挙事務の執行
 - ・投票立会人のなり手不足の解消
 - ・投票事務、開票事務従事者の負担軽減
- (2)選挙人にとっての投票環境の向上
すべての投票所の土足化とバリアフリー化

投票区再編案

現在の23の投票区を11の投票区に再編統合します。
(詳細は次ページをご覧ください)

◆再編の考え方

小学校区を基本とし、有権者数(約4,000人)、当日の投票者数(約1,500人)、投票所施設の規模等を考慮して総合的に判断するものです。



投票所までの移動支援策を検討しています(11月号で紹介します)

- コミュニティバスの臨時運行と運賃無償化
- 期日指定乗合型巡回車の運行
- 外出支援サービスの選挙利用分の拡大



☎選挙管理委員会事務局(☎☎54-5400)

屋根のお悩みご相談ください!!

屋根
張替工事

雨漏り・すが漏り修理
雨樋・雪止金具取付など

お見積無料
地元一筋
70年

有限会社 田中板金工業所

幕別町札内中央町394-3
まずはお電話を(0155) 56-2218
FAX (0155) 56-3959
E-mail:tanakaroofworks@gmail.com

ウイズT&C

保険のことならなんでもご相談ください。
自動車保険、生命保険、医療保険等

ウイズT&C株式会社

札内桜町136番地30-4 ☎0155-28-7700

保険のウイズと一緒に働きませんか？
保険の仕事に興味のある方募集中です。

9 広報まくべつ No.873 日とき 所ところ 対対象 定定員 ￥料金 内内容 持持ち物 期申込期限 他その他 申申し込み 提提出先

☎問い合わせ ☎Eメール HPホームページ ※【市外局番】☎☎0155 ☎01558

2024.10月号 8

令和6年度最後です！

11月 スマイル検診

年に1度は検診を受けて、ご自身の健康状態を確認しましょう。症状が出る前に体の変化に気づき早期に予防・改善していくことが大切です。令和6年度の検診は11月が最後となりますので、早めに申し込みください。

▶日時・場所

日にち		場 所	受付時間
11月	12日(火)	保健福祉センター	7時・8時・9時・10時
	13日(水)、14日(木)、15日(金)、16日(土)	札内コミュニティプラザ	

※定員に達している場合がありますのでご了承ください。

▶検診内容・対象・自己負担額

検診名	検査内容	対象※ ¹	自己負担額	
			69歳以下	70歳以上
特定健康診査	血液検査、尿検査、身体計測、 血圧測定、診察、心電図検査、眼底検査	40歳以上の国民健康保険加入者	無料	
後期高齢者健康診査		後期高齢者医療制度加入者		
胃がん検診	胃バリウム検査	40歳以上	1,200円	400円
大腸がん検診※ ²	便潜血検査		400円	100円
肺がん検診	胸部X線検査		300円	100円
肝炎ウイルス検査※ ³	血液検査		500円	100円
エキノコックス症検査		8歳以上	300円	100円

※1…年齢は令和7年3月31日に迎える年齢(例:昭和30年3月31日生まれの方は70歳)

※2…40歳は無料 ※3…過去に一度も検査を受けたことがない方が対象

大腸がん検診(単独) 気軽に受診できます！

都合に合わせて気軽に検査を受けられます。簡単な検査ですが精度が高く、がんの早期発見につながります。

▶実施期間 11月11日(月)～15日(金) ※提出日の1週間前までに申し込みください。

▶提出窓口 保健課、札内支所、ふれあいセンター福寿

▶受付時間 午前9時～午後5時(最終日のみ受付は正午まで)
※札内支所は水曜日のみ午後7時まで受付します。

▶対象者 40歳以上の町民

▶自己負担金 40歳:無料 41～69歳:400円 70歳以上:100円



問・申 保健課健康推進係 (☎54-3811) (✉kenkou@town.makubetsu.lg.jp)

メールは二次元コードからも送信可能です。



ひとりで悩んでいませんか？

健康

重い病気になってしまった。治療や入院など、これからの生活がとても心配。

将来

ひきこもりの息子と暮らしているが、自分も高齢で先々の将来が不安…。

生活

生活で困っていることやどこに相談すればよいのか分からないことはありませんか。「仕事のこと」「生活のこと」「健康のこと」など、あなたと一緒に考えます。

仕事

勤めていた会社が倒産してしまい、このままでは家のローンも払えない。

家族

母親の介護のために仕事を辞めたが、生活を維持できるかどうか分からない。

生活

お金も食べ物も底をついてしまった。身寄りもなくどうすればよいのか分からない。

相談内容の例	相談窓口
生活保護の相談	【生活困窮者】生活相談窓口 【障がい者】基幹相談支援センター 幕別 福祉課(☎☎54-6612) 札内 住民相談室(☎☎67-1566) 忠類 保健福祉課(☎☎8-2910)
ひきこもり・不登校の相談	
就労の相談	
障がい者への虐待・差別に関する相談	
障がい者の生活・サービスの相談	
高齢者の生活・サービスの相談	【高齢者】地域包括支援センター 幕別 保健課(☎☎54-3812) 札内 住民相談室(☎☎67-1566) 忠類 保健福祉課(☎☎8-2910)
権利擁護や成年後見制度の相談	
介護や認知症などの相談	
身体やこころの健康相談	【健康】健康相談窓口 幕別 保健課(☎☎54-3811) 札内 住民相談室(☎☎67-1566) 忠類 保健福祉課(☎☎8-2910)
妊娠・育児の相談	【乳幼児期】子育て世代包括支援センター 幕別 保健課(☎☎54-3811) 札内 住民相談室(☎☎67-1566) 忠類 保健福祉課(☎☎8-2910) 【主に未就学児】子育て支援センター 札内 札内さかえ保育所内(☎☎26-4467)、あおば分室(☎☎56-3811) 幕別 まくべつ分室(☎☎54-2552) 忠類 忠類保育所内(☎☎8-2659)
ひとり親に関する相談	【子育て全般】子ども家庭総合支援拠点 幕別 こども課(☎☎54-6621) 札内 住民相談室(☎☎67-1566) 忠類 保健福祉課(☎☎8-2910)
児童手当・児童扶養手当に関する相談	
子どもへの虐待に関する相談	

断らない包括的な相談支援窓口「よろず相談窓口」

町民のさまざまな支援ニーズに対応するため、相談窓口では、担当分野以外の内容も、まずは相談を受けとめて、関係する部署と共に対応を協議します。

また、複雑化・複合化したケースについては、コミュニティソーシャルワーカーが調整役を担い、各分野の連携・協働による包括的な支援を実施します。

どこに相談すればよいのか分からない方は、まずはよろず相談窓口にご相談してください。

▶よろず相談窓口(福祉課)

☎54-6612 FAX54-3839 ✉shakaifukushi@town.makubetsu.lg.jp

インフルエンザ・新型コロナウイルス 予防接種費用の助成を行います

助成の対象者

- ①接種日に満65歳以上の方
- ②60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能やヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活が極度に制限される程度の障害がある方(国の基準に基づき判断しますので、対象になるか事前に主治医にご相談ください)

料金

自己負担額(接種は1回のみ)
 インフルエンザ予防接種 1,300円
 新型コロナウイルス予防接種 3,300円
 ※①、②に該当し、生活保護世帯に属する方は無料です。接種や申請の際には、生活保護手帳を提示してください。

接種方法

- ◆町内指定医療機関で受ける場合
窓口で年齢・住所を証明できるもの(運転免許証や保険証など)を提示してください。
- ◆町内指定医療機関以外で受ける場合(主治医の下で受ける場合など)
接種費用の全額(医療機関により異なります)を接種医療機関に支払ってください。
接種後、窓口(役場保健課、札内支所、忠類総合支所地域振興課、ふれあいセンター福寿)で助成の申請を行ってください。申請期間は、令和7年3月31日(月)までです。

中学3年生・高校3年生相当の年齢の方、妊娠中の方へ

該当する方には9月末に別途インフルエンザワクチン接種費用助成の通知を郵送しています。指定医療機関が右記と異なりますので、内容をご確認ください。通知が届いていない方は、下記までご連絡ください。
 ※新型コロナウイルス予防接種費用は助成の対象にはなりません。
 ◆保健課おやこ保健係 (☎54-3811)

提出書類(町内指定医療機関以外で接種した場合)

インフルエンザ予防接種

- ①申請書(町ホームページからもダウンロードできます)
- ②インフルエンザ予防接種領収書(医療機関発行のもの)
- ③インフルエンザ予防接種済証(医療機関発行のもの)
- ④振込先口座の通帳の写し

新型コロナウイルス予防接種

- ①申請書(町ホームページからもダウンロードできます)
- ②新型コロナウイルス予防接種領収書(医療機関発行のもの)
- ③新型コロナウイルス予防接種済証(医療機関発行のもの)
- ④振込先口座の通帳の写し

町内指定医療機関

接種開始時期・予約方法を確認の上、接種してください。

場 所	電話番号	インフルエンザ 高齢者(1)	インフルエンザ 接種開始時期	新型コロナウイルス(2) 高齢者 高齢者以外	コロナ接種 開始時期	(1)(2) 同時接種	予約の可否
景山医院	☎54-2350	○	10月21日(月)	○ ○	開始時期は 医療機関に 問い合わせ ください。	○	必要
緑町クリニック	☎54-6900	○	10月1日(火)	○ ○		○	必要
いしむら内科循環器 クリニック	☎66-8233	○	10月1日(火)	○ 検討中		○	コロナのみ 必要
おち小児科	☎56-5522	○	10月1日(火)	○ ○ (18歳以下)		○	必要
札内北クリニック	☎20-7750	○	10月15日(火)	○ ○		×	必要
さつない耳鼻咽喉科	☎21-4187	○	10月1日(火)	×		—	不要
十勝の杜病院	☎56-8811	○	10月1日(火)	○ ○		○	不要
忠類診療所	☎8-2053	○	10月1日(火)	○ ○		○	必要

※9月6日時点で実施が決定している医療機関です。
 ※町外の指定医療機関は町ホームページでご確認ください。

問い合わせ先

◆保健課健康推進係 (☎54-3811)

言葉を通して知るアイヌ文化 19

文:阪口 諒(さかぐち りょう)
 関生涯学習課 学芸員 (☎54-2006)

あいさつの言葉

アイヌ語にはもともと日本語の「こんにちは」「さようなら」のような気軽に使えるあいさつの表現はありませんでした。広い北海道に数万人ほどしか人が暮らしていなかった時代、離れて暮らす親戚や知り合いと出会うことは、今よりはるかに珍しかったことが関係しているでしょう。

十勝地方のアイヌ民族は、比較的礼儀正しいあいさつとしてイシオロレ《あいさつ申し上げます》という言葉を使っています(釧路の方ではイッソロレのように発音します)。この言葉は胸の前で両手を上下させる拝礼(オシカムイ)をしながら用いる言葉でしたが、近年では「こんにちは」のようにも使われています。

また、イナシカムイ《あいさつ申し上げます》(イランカラプテは北海道西部の発音です)という言葉もありますが、これは拝礼(オシカムイ)をするときに男性のみが用いる言葉であるとされます。こちらで「こんにちは」や「お久しぶり」に当たる表現ではありませんでした。

あいさつには、それを使う人たちの文化や社会が反映されています。イシオロレなどを使うときにも、ただ「こんにちは」の置き換えとして使うのではなく、言葉の背景も学んでいくことが大切です。

あいさつをするアイヌ民族の男性
 (J・パッチェラー『日本のアイヌ』1892年より)

有料広告

ピラ・リの森

フェスタ 2024

入場無料

日時 10.19(土) 11:00 ~ 15:00

場所 明野ヶ丘公園 幕別町明野496-20

※雨天中止 雨天中止の場合はInstagramで10/18(金)にアナウンスいたします。

イベント内容

- 焼き芋大会
- 森で遊ぼう
- 森の音楽会
- さつまいも収穫体験
- グルメ & お買物
- 消防車に乗ろう

最新情報

Instagram更新中!
 @ファン・プロジェクト
 ←開催情報はこちらから

助成

公益財団法人 太陽財団 TAIYO GROUP

【ピラ・リの森フェスタ実行委員会 事務局】
 TEL: 050-8888-1111 / FAX: 050-8888-1115
 E-mail: northredesign.jp@gmail.com

【収穫体験 予約】
 TEL: 0155-56-2555 (ほなみマルシェ)

【主催】ピラ・リの森フェスタ実行委員会
 【協力】北海道幕別清陵高等学校 / フォトクラブ まくべつ
 【後援】幕別町

ピラ・リくん